

大阪大学における研究活動の不正行為の予備調査に関する細則

(趣旨)

第1条 大阪大学研究公正委員会等に関する規程(以下「規程」という。)第7条に規定する部局において実施する不正行為に関する予備調査については、規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(資料等の保全)

第2条 部局の長は、規程第6条第1項の規定による不正行為に関する調査の申立てがあった場合において必要があると認めるとき、又は規程第7条第2項若しくは第3項の規定による研究公正委員会(以下「委員会」という。)からの調査等の指示があったときは、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置をとるものとする。

(予備調査)

第3条 予備調査は、前条の規定により保全された資料等及び必要に応じて収集した資料等に基づき、次に掲げる方法により、不正行為の有無及び内容について調査する。

- (1) 調査の申立てをした者(以下「申立者」という。)、調査対象の研究者等(以下「対象研究者」という。)その他関係者からの証言の聴取
- (2) 実験ノート、実験記録その他データ等の各種資料の精査
- (3) 研究報告の原稿又は発表記録等の精査
- (4) 対象となる研究資金の精査
- (5) 予備調査記録の作成
- (6) その他適正な調査のため必要な方法

(予備調査を行う者から除外する者)

第4条 前条の調査の公正を確保するため、対象研究者又は申立者に関係する者は、調査を行う者から除外する。

(調査終了期限の延長)

第5条 部局の長は、やむを得ない事情により、規程第7条第5項に定める期限内に予備調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を委員会の委員長に提出し、その承認を得なければならない。

(予備調査結果報告書の作成等)

第6条 部局の長は、予備調査を終了したときは、次に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、これに関係資料を添えて委員会の委員長に報告するものとする。

- (1) 予備調査を実施した者の職名及び氏名
- (2) 対象となる研究資金
- (3) 調査の概要
- (4) 関係者の証言要約
- (5) 対象研究者の弁明

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。

附 則(抄)
(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。